

令和3年6月17日提出

閱覽用

令和3年6月市議会定例会

議 案

〔 報告第8号～報告第15号
議案第47号～議案第60号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第8号	水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）	1
報告第9号	病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）	4
報告第10号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	7
報告第11号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し）	12
報告第12号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	15
報告第13号	専決処分の報告について（島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例）	18
報告第14号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	19
報告第15号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	20

議案番号	件 名	ページ
議案第47号	令和3年度島田市一般会計補正予算（第3号）	21
議案第48号	令和3年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	24
議案第49号	令和3年度島田市病院事業会計補正予算（第2号）	26
議案第50号	島田市金谷地区生活交流拠点施設条例について	27
議案第51号	金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について	31
議案第52号	島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	38
議案第53号	島田市税条例の一部を改正する条例について	39
議案第54号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	40
議案第55号	島田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について	41
議案第56号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について	42
議案第57号	島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例について	43
議案第58号	財産の取得について	46
議案第59号	市道路線の認定について	47
議案第60号	市道路線の廃止について	48

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件 名	ページ
議案第47号	令和3年度島田市一般会計補正予算（第3号）	49
議案第48号	令和3年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	58
議案第49号	令和3年度島田市病院事業会計補正予算（第2号）	61

報
告

報告第8号

水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）

水道事業会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

令和2年度島田市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支払義務 発生額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
			円	円	円	円	円
1 資本的 支出	1 建設改 良費	天神原配 水池整備 工事	776,000,000	500,000,000	46,000,000	546,000,000	379,036,800

残 額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
		企業債	過年度分損益 勘定留保資金	一般会計 補助金	
円 166,963,200	円 166,963,200	円	円 166,963,200	円	円

報告第9号

病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）

病院事業会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

令和2年度島田市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支払義務 発生額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
			円	円	円	円	円
1 資本的 支出	1 建設改 良費	新病院建 設事業	16,586,180,000	8,834,800,000	2,955,200,000	11,790,000,000	9,900,000,000

残 額	翌年度 遞次繰越額	翌年度遞次繰越額に係る財源内訳			翌年度遞次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
		企業債	繰入金	過年度分損益 勘定留保資金	
円 1,890,000,000	円 1,890,000,000	円 1,415,100,000	円 471,800,000	円 3,100,000	円

報告第10号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和2年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
1 議会費	1 議会費	B C P対策環境整備事業	2,273,000	2,273,000
2 総務費	1 総務管理費	島田市緑茶化計画発信事業	14,000,000	13,985,300
		光ファイバ網整備事業費補助事業	4,800,000	4,800,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,561,000	5,827,910
	2 清掃費	旧清掃センター解体事業	110,018,000	110,018,000
6 農林業費	1 農業費	川根農産物加工体験施設手洗い場改修事業	665,000	665,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	色尾大柳線改良事業	41,004,000	41,004,000
		蓬萊橋線改良事業（南工区）	73,000,000	34,644,000
		新病院入口交差点改良事業	5,000,000	5,000,000
		東町御請線改良事業	114,900,000	85,704,000
		谷口道線改良事業（北工区）	26,000,000	26,000,000
		道悦旭町線改良事業	45,108,000	45,108,000
		島竹下線改良事業	227,154,000	47,814,000
		本通り向谷線舗装事業	40,988,000	37,208,000
		番生寺島線舗装事業	46,090,000	46,000,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			1,800,000			473,000
			11,200,000			2,785,300
			4,734,000			66,000
			5,827,000			910
				99,000,000		11,018,000
			500,000			165,000
			20,002,000	18,000,000		3,002,000
			16,763,000	15,000,000		2,881,000
			2,500,000	2,200,000		300,000
			41,212,000	37,000,000		7,492,000
			13,750,000	10,100,000		2,150,000
			23,327,000	17,100,000		4,681,000
			23,405,000	17,200,000		7,209,000
			17,610,000	13,500,000		6,098,000
			22,000,000	19,800,000		4,200,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	50,968,000	50,802,000
	3 河川費	河川改修事業	191,400,000	168,000,000
	4 都市計画費	六合駅駅前広場整備事業	84,884,000	84,884,000
		公園施設長寿命化対策事業	29,000,000	29,000,000
		向島町公園整備事業	37,200,000	37,200,000
		ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	253,312,000	251,343,000
9 消防費	1 消防費	防災施設・資機材整備事業	43,560,000	6,072,000
10 教育費	2 小学校費	島田第四小学校改築事業	20,200,000	20,200,000
	5 社会教育費	指定文化財管理経費	5,142,000	5,142,000
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	14,000,000	8,900,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路施設災害復旧事業	80,289,000	57,238,000
合 計			1,567,516,000	1,224,832,210

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			25,300,000			25,502,000
				163,100,000		4,900,000
			39,850,000	35,800,000		9,234,000
			14,000,000			15,000,000
			3,000,000			34,200,000
				234,400,000		16,943,000
			5,500,000			572,000
						20,200,000
						5,142,000
			4,452,000			4,448,000
						57,238,000
			296,732,000	682,200,000		245,900,210

報告第11号

水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し）

水道事業会計予算の建設改良費の繰越し及び事故繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

令和2年度島田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1	資本的支出	1 建設改良費	66,600,000		51,000,000
		配水管布設替工事			
合 計			66,600,000		51,000,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額
			円	円
1	水道 事業費用	1 営業費用	6,105,000	
		料金改定作業支援業務 委託事業		
合 計			6,105,000	

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
工事負担金	過年度損益 勘定留保資金	繰越工事資金			
円	円	円	円	円	
12,200,000	16,100,000	22,700,000	15,600,000		元島田橋西野田線ほか1路線 配水管布設替工事
12,200,000	16,100,000	22,700,000	15,600,000		

翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
	過年度損益 勘定留保資金				
円	円	円	円	円	
6,105,000	6,105,000				新型コロナウイルス感染症の 影響により、料金改定審議を 中断したことによる。
6,105,000	6,105,000				

報告第12号

病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

病院事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

令和2年度島田市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	設備費	4,025,707,000	3,106,067,383	129,076,220
		催事業務委託事業	602,000		270,600
合 計			4,026,309,000	3,106,067,383	129,346,820

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	繰入金	過年度損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
80,000,000	36,898,000	12,178,220	790,563,397		医療器械器具 一般器械器具
	135,000	135,600	331,400		新病院建設事業に係る催事業 務委託費
80,000,000	37,033,000	12,313,820	790,894,797		

報告第13号

専決処分の報告について

島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第9号

専 決 処 分 書

島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月26日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例
島田市災害等による市税の減免条例（平成17年島田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第15号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第10号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月21日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（●● ●●）に対し、損害賠償の額として310,000円を支払う。・乙は、損害賠償の額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●
相手方 氏 名	●● ●●
事故発生 年 月 日	令和3年3月26日
事故発生 場 所	島田市道悦五丁目13番1号（島田市立六合小学校 駐車場）
事 故 の 概 要	六合小学校の駐車場において、職員が駐車中の公用車に積んでいた荷物を整理するために後部座席の扉を開けたところ、強風により扉が大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の運転席の扉を損傷させたもの。

一 般 会 計 予 算 書

議案第47号

令和3年度島田市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度島田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ581,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,209,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,250,913	58,515	6,309,428
	2 国庫補助金	1,740,160	58,515	1,798,675
16 県支出金		3,378,505	△12,026	3,366,479
	2 県補助金	1,299,970	△12,026	1,287,944
19 繰入金		1,833,126	61,029	1,894,155
	1 基金繰入金	1,806,584	61,029	1,867,613
22 市債		4,565,700	473,900	5,039,600
	1 市債	4,565,700	473,900	5,039,600
歳入合計		40,627,595	581,418	41,209,013

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		13,849,745	1,650	13,851,395
	1 社会福祉費	5,878,480	1,650	5,880,130
4 衛生費		5,331,663	529,968	5,861,631
	1 保健衛生費	3,247,851	529,968	3,777,819
6 農林業費		964,224	14,244	978,468
	2 林業費	279,061	14,244	293,305
7 商工費		1,046,561	24,106	1,070,667
	1 商工費	1,046,561	24,106	1,070,667
8 土木費		4,267,096	6,989	4,274,085
	2 道路橋りょう費	1,913,430	5,880	1,919,310
	5 住宅費	256,712	1,109	257,821
10 教育費		4,532,205	4,461	4,536,666
	5 社会教育費	1,019,646	4,461	1,024,107
歳出合計		40,627,595	581,418	41,209,013

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
地方道路等 整備事業	千円 26,000	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することができる。	千円 31,200	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合併特例事業	1,151,100	同上	同上	同上	1,619,800	同上	同上	同上

介護保険事業
特別会計予算書

議案第48号

令和3年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,152,085千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,070,542	1,650	2,072,192
	2 国庫補助金	554,296	1,650	555,946
7 繰入金		1,627,443	1,650	1,629,093
	1 一般会計繰入金	1,434,914	1,650	1,436,564
歳入合計		9,148,785	3,300	9,152,085

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		240,301	3,300	243,601
	1 総務管理費	196,728	3,300	200,028
歳出合計		9,148,785	3,300	9,152,085

病 院 事 業 会 計
予 算 書

議案第49号

令和3年度島田市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度島田市の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度島田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	12,968,000千円	1,480千円	12,969,480千円
第2項 医業外収益	860,852千円	1,480千円	862,332千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,398,662千円	19,655千円	2,418,317千円
第2項 出 資 金	841,029千円	19,655千円	860,684千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,892,650千円	19,655千円	2,912,305千円
第1項 建設改良費	2,379,544千円	19,655千円	2,399,199千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第12条の次に次の1条を加える。

第13条 病院事業費に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 給与費補助金 1,360千円

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

条 例 そ の 他

そ
の
他
条
例

島田市金谷地区生活交流拠点施設条例について

島田市金谷地区生活交流拠点施設条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市金谷地区生活交流拠点施設条例

(設置)

第1条 島田市は、世代間の交流の促進を通じて地域コミュニティを活性化し、市の新たな拠点の形成を図るため、金谷地区生活交流拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 金谷地区生活交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市金谷地区生活交流拠点施設	島田市金谷代官町3400番地

(実施事業)

第3条 島田市金谷地区生活交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の日常生活及び社会生活における多様な交流の促進に関する事業
- (2) 子育て支援に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流拠点施設の設置目的の達成のために市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 交流拠点施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第8条及び第9条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 交流拠点施設における行為の許可に関する業務
- (3) 交流拠点施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流拠点施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなけれ

ばならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、交流拠点施設の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、交流拠点施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第8条 市長は、第6条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は交流拠点施設の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定の特例)

第9条 市長は、交流拠点施設の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の告示)

第10条 市長は、第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間及び休館日)

第11条 交流拠点施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(行為の制限)

第12条 次に掲げる行為をするために交流拠点施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、交流拠点施設の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前

項の許可（以下「行為の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

（行為の不許可）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 指定管理者が交流拠点施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が行為の許可をすることが適当でないと認めるとき。

（行為の許可の取消し等）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 行為の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 利用者が第12条第2項の規定により付された行為の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者が偽りその他不正の手段により行為の許可を受けたとき。
 - (4) 行為の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が交流拠点施設の管理上利用させることが適当でなくなったと認めるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、行為の許可を取り消し、行為の許可をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。
- 3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

（権利の譲渡等の禁止）

第15条 利用者は、交流拠点施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用者の原状回復の義務）

第16条 利用者は、交流拠点施設の利用が終わったとき、又は第14条第1項若しくは第2項の規定により行為の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

（特別設備の制限）

第17条 交流拠点施設においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならな

い。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 前条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第18条 指定管理者は、交流拠点施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第21条 故意又は過失により、交流拠点施設の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の公募その他指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第4条第2項及び第6条から第10条までの規定の例により行うことができる。

3 行為の許可その他交流拠点施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第12条から第14条まで及び第17条の規定の例により行うことができる。

議案第51号

金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例について

金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

(島田市都市公園条例の一部改正)

第1条 島田市都市公園条例(平成17年島田市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第34条」の次に「及び第34条の2」を加える。

第34条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の特例)

第34条の2 市長は、指定公園等の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第32条及び第33条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

第35条中「前条第2項」を「第34条第2項」に改め、「含む。）」の次に「若しくは前条」を加える。

別表第3の1 都市公園の表中

谷口スポーツ広場
大井川さくら緑地
かなや大井川緑地

を

谷口スポーツ広場
大井川さくら緑地
かなや大井川緑地
三代島一号公園

に改める。

(島田市立公民館条例の一部改正)

第2条 島田市立公民館条例(平成17年島田市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公民館」の次に「(第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、公民館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

第5条の見出しを「(使用の不許可)」に改め、同条中「公民館の使用の許可をしない」を「使用の許可をしないものとする」に改め、同条第3号中「公民館」を「教育委員会が公民館」に改め、同条第4号中「その使用を不相当」を「教育委員会が使用の許可をすることが適当でない」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が」を削り、同項第1号中「この条例」を「使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第4条第2項」を「使用者が第4条第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「偽り」を「使用者が偽り」に、「その」を「使用の」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が公民館の管理上使用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

第6条第2項中「教育委員会」を「前項に定めるもののほか、教育委員会」に改め、「若しくは」を削り、「使用を」の次に「制限し、若しくは」を加える。

第7条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第9条ただし書中「ただし」の次に「、市長は」を加え、同条第1号中「の責めに帰することのできない理由により」を「が自己の責めによらない理由により公民館を」に改め、同条第2号中「使用の許可」を「、使用の許可」に改め、同条第3号中「第4条第1項後段」を「、第4条第1項後段」に改める。

第10条中「権利を」の次に「他人に」を加える。

第13条を削り、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「使用者は、公民館に特別な設備をし」を「公民館においては、特別な設備を設け」に、「とき」を「者がこれらの行為をする場合」に改め、同条第2項中「使用者」を「当該許可を受けた者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

3 前条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

第10条の次に次の1項を加える。

(使用者の原状回復の義務)

第11条 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は第6条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行

し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

第16条を第31条とし、第15条を第30条とする。

第14条中「を損傷し、又は設備、備品その他の物件を損傷し、若しくは」を「設備、備品その他の物件を損傷し、又は」に、「の定める」を「が相当と認める」に改め、同条を第29条とし、同条の前に次の15条を加える。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、金谷公民館の管理を行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第18条及び第19条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 金谷公民館の利用の許可に関する業務
- (2) 金谷公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、金谷公民館の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第14条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、金谷公民館の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、金谷公民館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第18条 教育委員会は、第16条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は金谷公民館の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用す

る。

(指定管理者の指定の特例)

第19条 教育委員会は、金谷公民館の整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の告示)

第20条 教育委員会は、第17条（第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(金谷公民館の開館時間)

第21条 金谷公民館の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(金谷公民館の休館日)

第22条 金谷公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 第3日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(5) 教育委員会が管理上必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用料)

第23条 金谷公民館を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の減額又は免除)

第24条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第25条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により金谷公民館を利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の日前2日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が利用の日前2日までに、第28条において準用する第4条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(秘密を守る義務)

第26条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(準用)

第28条 第4条から第6条まで及び第10条から第13条までの規定は、金谷公民館の利用の許可等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	公民館（第14条に規定する指定管理者が管理する公民館を除く。以下第13条までにおいて同じ。）	金谷公民館
	島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）	指定管理者（第14条に規定する指定管理者をいう。以下第13条までにおいて同じ。）
第4条第2項、第5条、第6条及び第12条	教育委員会	指定管理者
	公民館	金谷公民館
第10条及び第11条第1項	公民館	金谷公民館

第11条第2項	教育委員会	島田市教育委員会
第13条	教育委員会	指定管理者

別表中3の表を削り、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第23条関係）

1 集会室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び利用料			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室1	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室2	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
集会室3	100人	530円	650円	1,100円	2,300円
会議室1	22人	310円	430円	530円	1,300円
会議室2	10人	310円	430円	530円	1,300円
会議室3	24人	310円	430円	530円	1,300円
会議室4	24人	310円	430円	530円	1,300円
和室	30人	310円	430円	530円	1,300円
工作室	12人	310円	430円	530円	1,300円

2 冷暖房利用料

利用区分	利用時間及び利用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
集会室1	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室2	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
集会室3	1,200円	1,410円	1,200円	3,820円
会議室1	870円	970円	870円	2,730円
会議室2	870円	970円	870円	2,730円
会議室3	870円	970円	870円	2,730円
会議室4	870円	970円	870円	2,730円
和室	870円	970円	870円	2,730円
工作室	870円	970円	870円	2,730円

（島田市金谷体育センター条例の一部改正）

第3条 島田市金谷体育センター条例（令和2年島田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第7条」の次に「及び第7条の2」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の特例)

第7条の2 教育委員会は、センターの整備並びに管理及び運営を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された特定事業として実施する場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、同法第8条第1項の規定により選定された民間事業者を、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

第8条中「前条第2項」を「第7条第2項」に改め、「含む。）」の次に「若しくは前条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の島田市都市公園条例（以下この項において「新条例」という。）第34条の2の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び新条例第35条の規定の例により行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の島田市立公民館条例（以下「新条例」という。）第14条第2項の規定による公募、新条例第17条及び第19条の規定による指定、新条例第23条第2項に規定する利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第14条第2項、第16条から第20条まで並びに第23条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の島田市立公民館条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会又は市長がした許可その他の行為（新条例第15条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際、旧条例の規定により教育委員会又は市長に対してされている使用の許可に係る手続その他の行為（新条例第15条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の許可に係る手続その他の行為とみなす。

議案第52号

島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

島田市固定資産評価審査委員会条例（平成17年島田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市税条例の一部を改正する条例について

島田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 島田市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 島田市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(3) 島田市税条例附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に1項を加える改正規定 公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の島田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第54号

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例
島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。
別表20の項を次のように改める。

20	削除
----	----

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

島田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について

島田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

島田市過疎地域自立促進基金条例（平成27年島田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島田市過疎地域持続的発展基金条例

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第14条第2項」に、「過疎地域自立促進特別事業」を「過疎地域持続的発展特別事業」に、「島田市過疎地域自立促進基金」を「島田市過疎地域持続的発展基金」に改める。

第5条中「過疎地域自立促進特別事業」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる法第8条の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画に定める過疎地域持続的発展特別事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の島田市過疎地域自立促進基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、改正後の島田市過疎地域持続的発展基金条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」を削り、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において同じ」を「「合計所得金額」という」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 11 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 12 附則第10項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例について

島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市金谷体育センター条例の一部を改正する条例

島田市金谷体育センター条例（令和2年島田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の1 体育室等利用料の表を次のように改める。

1 体育室等利用料

区分				利用時間				
				午前	午後	夜間	全日	
				午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	
体育室	一般	市内	独占利用		1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
			時間利用	1時間につき	320円	280円	320円	
		市外	独占利用		1,650円	1,650円	1,650円	4,950円
			時間利用	1時間につき	480円	420円	480円	
	その他	市内	独占利用		3,300円	3,300円	3,830円	10,430円
			時間利用	1時間につき	950円	830円	1,100円	
		市外	独占利用		4,950円	4,950円	5,750円	15,650円
			時間利用	1時間につき	1,430円	1,250円	1,650円	
卓球室	一般	市内	独占利用		430円	430円	430円	1,310円
			時間利用	1時間につき	130円	110円	130円	
		市外	独占利用		650円	650円	650円	1,970円
			時間利用	1時間につき	200円	170円	200円	

ミー ティ ン グ ル ー ム	そ の 他	市 内	独占利用		1,410円	1,410円	1,970円	4,820円
			時間利用	1時間 につき	410円	360円	570円	
		市 外	独占利用		2,120円	2,120円	2,960円	7,230円
			時間利用	1時間 につき	620円	540円	860円	
	一 般	市 内	独占利用		210円	210円	210円	650円
			時間利用	1時間 につき	60円	60円	60円	
		市 外	独占利用		320円	320円	320円	980円
			時間利用	1時間 につき	90円	90円	90円	
そ の 他	市 内	独占利用		530円	530円	760円	1,850円	
		時間利用	1時間 につき	160円	140円	220円		
	市 外	独占利用		800円	800円	1,140円	2,780円	
		時間利用	1時間 につき	240円	210円	330円		

備考

- 「一般」とは、入場料の類（センターに入館する者から利用者が領収する金銭又は利用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない利用者をいう。
- 「その他」とは、入場料の類を徴収する利用者をいう。
- 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 許可を受けて正午から午後1時までの間又は午後5時から午後6時までの間に利用するときの利用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の利用料は午後の独占利用の利用料の、午後5時から午後6時までの間の利用料は夜間の独占利用の利用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、その利用面積が体育室の面積の2分の1以下のときは、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料の額は、利用する卓球台1組につきこの表に定める額の4分の1の額とする。ただし、この表に定める額を限度とする。
- 利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の島田市金谷体育センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた利用料から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた利用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第14条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

財産の取得について

島田市立南部学校給食センターの厨房設備に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

1 動産の種別及び数量

昇降式消毒保管機	6台
カートイン蒸し機	2台
消毒保管庫	4台
粉碎ポンプ流し台・調整タンク	1台
蒸気回転釜	1台

2 購入金額

47,300,000円

3 契約の方法

指名競争入札

4 購入先

静岡市駿河区宮竹二丁目3番1号
株式会社中松
代表取締役 岡崎 敏明

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

4路線

2 路線の延長

1,525.0メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起 点	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
	終 点		
山鼻線	牛尾字広開戸938番1地先	1,028.0	3.6~11.0
	牛尾字奥林1471番49地先		
三代島39号線	金谷栄町3433地先	322.6	5.0~9.1
	金谷栄町3035番6地先		
東町50号線	東町429番11地先	100.9	6.0~10.0
	東町429番2地先		
岡田八幡17号線	船木字宮西3227番1地先	73.5	4.5~8.2
	船木字宮西3230番12地先		

議案第60号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和3年6月17日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

1 路線

2 路線の延長

1,281.4メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起点	路線の延長(m)	路線の幅員(m)
終点			
山鼻線	牛尾字広開戸938番1地先	1,281.4	2.0~9.0
	牛尾字奥林1467番10地先		

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,250,913	58,515	6,309,428
16 県支出金	3,378,505	△12,026	3,366,479
19 繰入金	1,833,126	61,029	1,894,155
22 市債	4,565,700	473,900	5,039,600
歳入合計	40,627,595	581,418	41,209,013

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	13,849,745	1,650	13,851,395				1,650
4 衛生費	5,331,663	529,968	5,861,631	21,135	468,700		40,133
6 農林業費	964,224	14,244	978,468	14,244			
7 商工費	1,046,561	24,106	1,070,667	6,501			17,605
8 土木費	4,267,096	6,989	4,274,085	1,109	5,200		680
10 教育費	4,532,205	4,461	4,536,666	3,500			961
歳出合計	40,627,595	581,418	41,209,013	46,489	473,900		61,029

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	349,987	57,406	407,393
4 土木費国庫補助金	760,001	1,109	761,110
計	1,740,160	58,515	1,798,675

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費県補助金	225,365	△26,270	199,095
4 農林業費県補助金	172,282	14,244	186,526
計	1,299,970	△12,026	1,287,944

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,241,542	61,029	1,302,571
計	1,806,584	61,029	1,867,613

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生債	410,500	468,700	879,200
5 土木債	1,134,500	5,200	1,139,700
計	4,565,700	473,900	5,039,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	57,406	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 57,406
3 住宅費補助金	1,109	社会資本整備総合交付金(防災・安全) △4,945 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 6,054

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	△26,270	新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金 △26,270
2 林業費補助金	14,244	森林・林業交付金 14,244

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	61,029	財政調整基金繰入金 61,029

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生債	468,700	合併特例事業債(病院建設) 468,700
1 道路橋りょう債	5,200	地方道路等整備事業債(県道) 5,200

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 介護保険費	1,434,914	1,650	1,436,564				1,650
計	5,878,480	1,650	5,880,130				1,650

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 病院費	1,689,407	529,968	2,219,375	21,135	468,700		40,133
計	3,247,851	529,968	3,777,819	21,135	468,700		40,133

(款) 6 農林業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 林業振興費	127,532	14,244	141,776	14,244			
計	279,061	14,244	293,305	14,244			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	243,976	15,000	258,976	6,501			8,499
6 温泉施設基金費	12	9,106	9,118				9,106
計	1,046,561	24,106	1,070,667	6,501			17,605

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 道路新設改良費	1,431,965	5,880	1,437,845		5,200		680
計	1,913,430	5,880	1,919,310		5,200		680

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 建築指導費	117,574	1,109	118,683	1,109			
計	256,712	1,109	257,821	1,109			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	1,650	1 介護保険事業特別会計繰出金 1,650 介護保険事業特別会計職員給与費等繰出金 1,650

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び 交付金	1,480	1 病院事業会計繰出金 529,968 病院運営分 21,135
23 投資及び出資金	528,488	新病院建設事業分 508,833

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び 交付金	14,244	3 林業振興事業 14,244 林業機械等整備補助事業 14,244

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び 交付金	15,000	4 中小企業支援事業 5,000 島田市創業補助金 5,000 7 新型コロナウイルス感染症対策事業 10,000 無料通信アプリクーポン事業 10,000
24 積立金	9,106	1 温泉施設基金積立金 9,106 温泉施設基金新規積立金 9,106

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び 交付金	5,880	4 県道路改良事業 5,880 県単独道路改築事業 5,880

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び 交付金	1,109	3 建築物等耐震性向上事業 1,109 緊急輸送路等沿道建築物耐震化事業 1,109

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 文化事業費	176,061	861	176,922	700			161
10 野外活動センター費	20,651	3,600	24,251	2,800			800
計	1,019,646	4,461	1,024,107	3,500			961

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	861	3 新型コロナウイルス感染症対策事業 金谷生きがいセンターWeb環境整備事業	861 861
14 工事請負費	3,600	2 新型コロナウイルス感染症対策事業 野外活動センター感染拡大防止対策事業	3,600 3,600

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	18,869,997	24,658,072	2,365,700	2,360,209	24,663,563
	補正額		△1,608,899	1,156,100		△452,799
	補正後	18,869,997	23,049,173	3,521,800	2,360,209	24,210,764
1. 総務	補正前	1,196,220	1,370,542	252,800	148,060	1,475,282
	補正額		△89,100			△89,100
	補正後	1,196,220	1,281,442	252,800	148,060	1,386,182
3. 衛生	補正前	2,041,841	5,745,592	410,500	92,577	6,063,515
	補正額		△590,999	567,700		△23,299
	補正後	2,041,841	5,154,593	978,200	92,577	6,040,216
5. 商工	補正前	825,024	628,652	0	197,958	430,694
	補正額		△1			△1
	補正後	825,024	628,651	0	197,958	430,693
6. 土木	補正前	7,955,313	9,342,338	1,134,500	957,171	9,519,667
	補正額		△677,200	588,400		△88,800
	補正後	7,955,313	8,665,138	1,722,900	957,171	9,430,867
7. 消防	補正前	644,560	544,459	35,300	175,000	404,759
	補正額		△2,199			△2,199
	補正後	644,560	542,260	35,300	175,000	402,560
8. 教育	補正前	5,680,262	6,598,689	482,800	703,668	6,377,821
	補正額		△249,400			△249,400
	補正後	5,680,262	6,349,289	482,800	703,668	6,128,421
II 災害復旧債	補正前	30,102	29,965	0	4,249	25,716
	補正額		△3,600			△3,600
	補正後	30,102	26,365	0	4,249	22,116
1. 農林業	補正前	3,283	6,258	0	627	5,631
	補正額		△3,601			△3,601
	補正後	3,283	2,657	0	627	2,030
2. 土木	補正前	26,502	23,516	0	3,495	20,021
	補正額		1			1
	補正後	26,502	23,517	0	3,495	20,022
III その他	補正前	19,090,045	18,763,947	2,200,000	1,725,126	19,238,821
	補正額		△44,100			△44,100
	補正後	19,090,045	18,719,847	2,200,000	1,725,126	19,194,721
1. 減税補填債	補正前	276,365	201,512	0	63,392	138,120
	補正額		△1			△1
	補正後	276,365	201,511	0	63,392	138,119
2. 臨時財政 対策債	補正前	18,813,680	18,435,435	2,200,000	1,661,734	18,973,701
	補正額		1			1
	補正後	18,813,680	18,435,436	2,200,000	1,661,734	18,973,702

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
3. 減収補填債	補正前	0	127,000	0	0	127,000
	補正額		△44,100			△44,100
	補正後	0	82,900	0	0	82,900
合 計	補正前	37,990,144	43,451,984	4,565,700	4,089,584	43,928,100
	補正額		△1,656,599	1,156,100		△500,499
	補正後	37,990,144	41,795,385	5,721,800	4,089,584	43,427,601

(再掲)

合併特例事業債	補正前	6,966,210	10,874,860	1,151,100	701,833	11,324,127
	補正額		△858,400	703,100		△155,300
	補正後	6,966,210	10,016,460	1,854,200	701,833	11,168,827

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第3号）及び繰越明許費に係る繰越額

介護保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2,070,542	1,650	2,072,192
7 繰入金	1,627,443	1,650	1,629,093
歳入合計	9,148,785	3,300	9,152,085

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	240,301	3,300	243,601	1,650		1,650	
歳出合計	9,148,785	3,300	9,152,085	1,650		1,650	

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 総務費補助金	0	1,650	1,650
計	554,296	1,650	555,946

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,434,914	1,650	1,436,564
計	1,434,914	1,650	1,436,564

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	196,728	3,300	200,028	1,650		1,650	
計	196,728	3,300	200,028	1,650		1,650	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	1,650	介護保険システム改修事業費補助金 1,650

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	1,650	職員給与費等繰入金 1,650

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	3,300	2 総務事務費 3,300 介護保険総務事務費 3,300

病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和3年度島田市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 病院事業 収益			12,968,000	1,480	12,969,480	
	2 医業外収益		860,852	1,480	862,332	
		4 他会計補助金	296,903	1,360	298,263	一般会計補助金の増
		5 負担金交付金	414,622	120	414,742	一般会計負担金の増

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的 収入			2,398,662	19,655	2,418,317	
	2 出資金		841,029	19,655	860,684	
		1 他会計出資金	841,029	19,655	860,684	一般会計出資金の増

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的 支出			2,892,650	19,655	2,912,305	
	1 建設改良費		2,379,544	19,655	2,399,199	
		2 設備費	662,417	19,655	682,072	器械器具購入費の増

令和3年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 5,379,731
	小計	△ 538,917
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 700,628
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,372,301
	一般会計からの繰入金による収入	628,390
	資金増加額（又は減少額）	△ 1,189,378
	資金期末残高	1,098,146

令和3年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 5,378,251
	小計	△ 537,437
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 699,148
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,391,956
	一般会計からの繰入金による収入	648,045
	資金増加額（又は減少額）	△ 1,187,898
	資金期末残高	1,099,626

令和3年度島田市病院事業会計予定損益計算書
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
 (補正前)

(単位：千円)

3 医 業 外 収 益				
(4)他 会 計 補 助 金	296,903			
(5)負 担 金 交 付 金	414,622			
(7)長 期 前 受 金 戻 入	19,186	854,456		
6 看 護 専 門 学 校 費 用				
(2)経 常 損 失	16,413	163,189	9,551	1,829,080
当 年 度 純 損 失				5,379,731
当 年 度 未 処 理 欠 損 金				15,967,663

令和3年度島田市病院事業会計予定損益計算書
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
 (補正後)

(単位：千円)

3 医 業 外 収 益				
(4)他 会 計 補 助 金	298,263			
(5)負 担 金 交 付 金	414,742			
(7)長 期 前 受 金 戻 入	19,186	855,936		
6 看 護 専 門 学 校 費 用				
(2)経 常 損 失	16,413	163,189	11,031	1,827,600
当 年 度 純 損 失				5,378,251
当 年 度 未 処 理 欠 損 金				15,966,183

令和3年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

(補正前)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ニ 器械及び備品

11,809,677

減価償却累計額

△ 7,784,575 4,025,102

有形固定資産合計

23,835,492

(3) 投資その他の資産

ロ 長期前払消費税

1,342,259

投資その他の資産
合計

1,564,367

固定資産合計

25,404,295

2 流動資産

(1) 現金及び預金

1,098,146

流動資産合計

3,060,651

資産合計

28,464,946

資本の部

6 資本金

23,193,447

7 剰余金

(2) 利益剰余金

ハ 当年度未処理欠損金

15,967,663

利益剰余金合計

△ 15,966,893

剰余金合計

△ 15,929,279

資本合計

7,264,168

負債資本合計

28,464,946

令和3年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

(補正後)

資産の部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ニ 器械及び備品	11,827,545		
減価償却累計額	<u>△ 7,784,575</u>	4,042,970	
有形固定資産合計			23,853,360
(3) 投資その他の資産			
ロ 長期前払消費税		1,344,046	
投資その他の資産			
合計			<u>1,566,154</u>
固定資産合計			25,423,950
2 流動資産			
(1) 現金及び預金			1,099,626
流動資産合計			<u>3,062,131</u>
資産合計			<u><u>28,486,081</u></u>

資本の部

6 資本金			23,213,102
7 剰余金			
(2) 利益剰余金			
ハ 当年度未処理欠損金	<u>15,966,183</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 15,965,413</u>	
剰余金合計			<u>△ 15,927,799</u>
資本合計			<u>7,285,303</u>
負債資本合計			<u><u>28,486,081</u></u>

令和3年度病院事業会計予算内訳書

収 益 の 収 入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 病院事業収益		12,968,000	1,480	12,969,480
2 医業外収益		860,852	1,480	862,332
	4 他会計補助金	296,903	1,360	298,263
	5 負担金交付金	414,622	120	414,742

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計補助金	1,360	給与費補助金 1,360
1 一般会計負担金	120	感染症医療一般会計負担金 120

資 本 的 收 入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 資本的收入		2,398,662	19,655	2,418,317
	2 出資金	841,029	19,655	860,684
	1 他会計出資金	841,029	19,655	860,684

資 本 的 支 出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 資本の支出		2,892,650	19,655	2,912,305
	1 建設改良費	2,379,544	19,655	2,399,199
	2 設備費	662,417	19,655	682,072

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計出資金	19,655	一般会計出資金 19,655

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 器械器具購入費	19,655	医療器械器具 16,252 一般器械器具 268 看護専門学校器械器具 3,135

